

岩倉市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 生活支援体制整備事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、当該事業の全部又は一部について、適切に実施することができると認められた者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 市長は、地域における高齢者等の日常生活上の支援体制の充実及び支え合いの体制づくりを推進するため次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 生活支援推進ネットワーク会議の設置及び運営

(生活支援コーディネーター)

第4条 市長は、地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進するため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能をする者を生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）として、配置する。

2 コーディネーターは、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 地域において必要とされる生活支援等サービスの創出、生活支援サービス等の担い手の養成及び高齢者等が生活支援サービス等の担い手として活動する場の確保
- (2) 生活支援等サービスの提供に係る関係者間の連携の体制づくり
- (3) 地域の支援に関する要望と生活支援等サービスを提供するものの活動との調整
- (4) その他生活支援サービス等の体制の整備に関すること。

3 コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができ、所属する組織の活動の枠組みを超

えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者とする。

(生活支援推進ネットワーク会議)

第5条 生活支援等サービスの体制整備に向けて、コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報の共有及び連携の強化のための協議体として、生活支援推進ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(ネットワーク会議の所掌事項)

第6条 ネットワーク会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域住民の生活・福祉ニーズの把握に関すること。
- (2) サービス提供者間との情報交換等に関すること。
- (3) 地域における高齢者等の生活支援のサービス提供者間のネットワークの形成及び運用に関すること。
- (4) 地域住民への広報及び普及啓発に関すること。
- (5) 社会資源の開発に関すること。
- (6) その他生活支援体制整備に関すること。

(ネットワーク会議の構成)

第7条 ネットワーク会議は、次に掲げる者で構成するものとする。ただし、地域の実情等に応じて、更に必要な者の参画を求めることができる。

- (1) コーディネーター
- (2) 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会の職員
- (3) 地域包括支援センターの職員
- (4) 地縁組織、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業を行う団体の代表者又は個人
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める団体の代表者又は個人

(守秘義務)

第8条 コーディネーター及びネットワーク会議に出席した関係者は、この取組を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その事業を終了した後も同様とする。

(庶務)

第9条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターの活動及びネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。